

熊本市精神保健福祉審議会

日 時：平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 2 時から

場 所：ウェルバルくまもと 1 階大会議場

～会議次第～

1 開 会

2 挨 捶

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

5 議 事

- (1) 精神疾患者の現状等について
- (2) 事業の実施状況等について
- (3) 長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査結果について
- (4) 新たな取組み等について
- (5) その他

6 閉 会

平成27年度 熊本市精神保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属等	職名	備考
学識経験者	しもじ あきとも 下地 明友	熊本学園大学 社会福祉学部	教授	出席
学識経験者	みしろ だいすけ 三城 大介	九州ルーテル学院大学 人文学部	教授	出席
学識経験者	まるすみ ともえ 丸住 朋枝	熊本県弁護士会	弁護士	出席
医療関係	あいざわ あきのり 相澤 明憲	公益社団法人 熊本県精神科協会	会長	出席
医療関係	いしげひろ 井 重博	一般社団法人 熊本市医師会	理事	出席
医療関係	はまもと じゅんいち 濱元 純一	熊本県立こころの医療センター	院長	出席
社会復帰促進等関係	まつした ひろこ 松下 弘子	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会	理事	出席
社会復帰促進等関係	おおぜき こうじ 大関 宏治	熊本県精神保健福祉士協会	理事	出席
社会復帰促進等関係(県家族会)	つだ しろう 津田 史朗	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会	会長	出席
社会復帰促進等関係(市家族会)	いいだ よしひこ 飯田 善彦	熊本市心の障害者家族会(むつみ会)	事務局長	出席
社会復帰促進等関係(当事者会)	いとう ひろゆき 伊藤 博之	熊本県精神障害者団体連合会	副会長	出席
社会復帰促進等関係(就業支援)	ほんだ そうち 本田 壮一	熊本障害者職業センター	所長	出席
関係行政機関(医療観察制度)	まつもと たかしげ 松本 高成	法務省 熊本保護観察所	社会復帰調整官	出席
関係行政機関	しんたに よしのり 新谷 良徳	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	審議員	欠席

平成27年度 熊本市精神保健福祉審議会 席次表

[副会長]	[会長]
下地 明友 委員 (熊本学園大学)	
丸住 朋枝 委員 (熊本県弁護士会)	
井 重博 委員 (熊本市医師会)	
松下 弘子 委員 (熊本県精神保健福祉協会)	
津田 史朗 委員 (熊本県精神障害者福祉社会連合会)	
伊藤 博之 委員 (熊本県精神障害者団体連合会)	
松本 高成 委員 (熊本保護観察所)	
三城 大介 委員 (九州ルートル学院大学)	
相澤 明憲 委員 (熊本県精神科協会)	
濱元 純一 委員 (熊本県立こころの医療センター)	
大関 宏治 委員 (熊本県精神保健福祉士協会)	
飯田 善彦 委員 (熊本市心の障害者家族会(むつみ会))	
本田 壮一 委員 (熊本障害者職業センター)	

(事務局)			
高取 直樹 (精神保健 福祉室長)	山崎 広信 (障がい保健福 祉課長)	田端 高志 (健康福祉 子ども局次長)	田上 こずえ (こころの健康セ ンター所長)

傍聴席

報道席

出入り口

審議会の公開について

○ 熊本市市民参画と協働の推進条例（抜粋）

（審議会等）

第11条（略）

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でないと認められる事項について審議等を行うとき。

○ 審議会等の設置等に関する指針（抜粋）

（会議の公開）

第11条 所管課長等は、条例第11条第3項の規定に基づき、審議会等の会議を公開するに当たっては、あらかじめ傍聴の手続き、遵守事項等を記載した傍聴要領を作成し、傍聴希望者に対し配布するものとする。

熊本市精神保健福祉審議会傍聴要領

制定 平成24年10月 3日健康福祉こども局長決裁
改正 平成25年 8月26日障がい保健福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市精神保健福祉審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の数の制限)

第4条 熊本市精神保健福祉審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者が前項の規定に基づき定める数を上回る場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不適当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。

2 前項に規定する案件に該当する場合、会長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

「熊本市精神保健福祉審議会」について

＜趣旨・内容等＞

- 精神保健福祉審議会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項により、都道府県及び政令指定都市において、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する機関を置くことができることとされており、本市においても指定都市移行に伴い設置。
- 当協議会の設置により、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する本市の取り組みについての意見や法第19条の9第2項の規定による指定病院の指定の取消しの際の意見を聴取することとしている。

＜組織＞（熊本市精神保健福祉審議会条例第2条）

- 15人以内をもって組織する。構成は以下のとおり。
 - (1) 精神保健福祉に関して学識経験のある者
 - (2) 精神障がい者の医療に関する事業従事者
 - (3) 社会復帰促進などの事業従事者
 - (4) 前3号に掲げる者のか、市長が必要と認める者

＜委員＞（熊本市精神保健福祉審議会条例第3条）

- 委員の任期は、3年とする。

※ 委員は、次表に掲げる各団体からの推薦に基づき委嘱

構成区分	団体名
(1) 学識経験者	熊本学園大学
	九州ルーテル学院大学
	熊本県弁護士会（権利擁護）
(2) 精神医療従事者	熊本県精神科協会
	熊本市医師会
	熊本県立こころの医療センター
(3) 社会復帰促進事業従事者	熊本県精神保健福祉協会
	熊本県精神保健福祉士協会
	熊本県精神障害者福祉会連合会（県家族会）
	熊本市心の障害者家族会（市家族会）
	熊本県精神障害者団体連合会（当事者会）
(4) 市長が必要と認める者	熊本障害者職業センター（就業支援）
	熊本保護観察所（医療観察制度）
	熊本県障がい者支援課（関係行政機関）

〔関係法令等〕

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）

（地方精神保健福祉審議会）

第 9 条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（指定病院）

第 19 条の 8 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（指定の取消し）

第 19 条の 9 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 71 条の 2 第 1 項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聴かなければならない。

※大都市特例により、都道府県を指定都市に都道府県知事を指定都市市長に読み替え

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 8 の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第 90 号)

- 1 次の掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。
 - (1) 医師の数が、入院患者の数を 3、外来患者の数を 2.5 をもって除した数との和が 52 までは 3 とし、それ以上 16 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上であること。
 - (2) 医師のうち 2 名以上は、常時勤務する法第 18 条第 1 項の規定により指定された精神保健指定医であること。
 - (3) 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。
- 2 精神病床の数が 50 床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって 20 床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。
(以下、省略)

○ 熊本市精神保健福祉審議会条例（平成 23 年 12 月 19 日熊本市条例第 75 号）

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、熊本市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉子ども局において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。